

四日市市告示第72号

四日市市介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービスの人員、設備、運営等の基準に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月7日

四日市市長 森 智 広

四日市市介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービスの人員、設備、運営等の基準に関する要綱

四日市市介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービスの人員、設備、運営等の基準に関する要綱（平成29年四日市市告示第196号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(9)まで (略)</p> <p>(10) 要支援認定等 法第32条第1項に規定する要支援認定及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準に該当することの判定をいう。</p> <p>(介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービスの事業の一般原則)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2から4まで (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(9)まで (略)</p> <p>(10) 要支援認定等 法第32条第1項に規定する要支援認定及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)第140条の62の4第1項第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準に該当することの判定をいう。</p> <p>(介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービスの事業の一般原則)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2から4まで (略)</p>

5 指定介護予防訪問介護相当サービス及び指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、法人でなければならない。

(訪問介護員等の員数)

第5条 (略)

2から5まで (略)

6 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防訪問介護相当サービスの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第5条第1項から第5項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第6条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(訪問介護員等の員数)

第5条 (略)

2から5まで (略)

6 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防訪問介護相当サービスの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第5条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第6条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第8条 (略)

2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用申込者等からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者等の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第59条において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3から6まで (略)

(サービス提供困難時の対応)

第10条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、当該指定介護予防訪問

(内容及び手続の説明及び同意)

第8条 (略)

2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用申込者等からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者等の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3から6まで (略)

(サービス提供困難時の対応)

第10条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、当該指定介護予防訪問

介護相当サービス事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な介護予防訪問介護相当サービスを提供することが困難であると認められた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者又は第1号介護予防支援事業(法第115条の45第1項第1号2に規定する第1号介護予防支援事業をいう。第16条において同じ。)の実施者(以下「介護予防支援事業者等」という。)への連絡、適当な他の指定介護予防訪問介護相当サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(心身の状況等の把握)

第13条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者等が開催するサービス担当者会議(介護予防支援事業者等の担当職員が介護予防サービス・支援計画(以下「介護予防ケアプラン」という。)の作成のために介護予防ケアプランの原案に位置付けた介護予防・生活支援サービスの担当者を招集して行う会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなけ

介護相当サービス事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な介護予防訪問介護相当サービスを提供することが困難であると認められた場合は、当該利用申込者に係る法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターへの連絡、適当な他の指定介護予防訪問介護相当サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(心身の状況等の把握)

第13条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、利用者に係る地域包括支援センターが開催するサービス担当者会議(地域包括支援センターの担当職員が介護予防サービス・支援計画(以下「介護予防ケアプラン」という。)の作成のために介護予防ケアプランの原案に位置付けた介護予防・生活支援サービスの担当者を招集して行う会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなけ

ればならない。

(介護予防支援事業者等その他保健医療又は福祉サービス提供者との連携)

第14条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービスを提供するに当たっては、介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(第1号事業支給費の支給を受けるための援助)

第15条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービスの提供の開始に際し、当該利用申込者等に対し、介護予防ケアプランの作成を介護予防支援事業者等に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、第1号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者等に関する情報を提供することその他の第1号事業支給費の支給

ればならない。

(地域包括支援センター等との連携)

第14条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービスを提供するに当たっては、地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る地域包括支援センターに対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(第1号事業支給費の支給を受けるための援助)

第15条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービスの提供の開始に際し、当該利用申込者等に対し、介護予防ケアプランの作成を地域包括支援センターに依頼する旨を市に対して届け出ること等により、第1号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること、地域包括支援センターに関する情報を提供することその他の第1号事業支給費の支給

を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防ケアプランの変更の援助)

第17条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者が介護予防ケアプランの変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第25条 (略)

2 (略)

3 サービス提供責任者(第5条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この節及び次節において同じ。)は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1)及び(2) (略)

(3) 介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者に対し、指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

(4) サービス担当者会議への出席等介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供す

を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防ケアプランの変更の援助)

第17条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者が介護予防ケアプランの変更を希望する場合は、当該利用者に係る地域包括支援センターへの連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第25条 (略)

2 (略)

3 サービス提供責任者(第5条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この節及び次節において同じ。)は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1)及び(2) (略)

(3) サービス担当者会議への出席等地域包括支援センター等との連携に関すること。

る者との連携に関すること。

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(揭示)

第30条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防訪問介護相当サービス

事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(介護予防支援事業者等に対する利益
供与の禁止)

第33条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防支援事業者等
又はその従業者に対し、利用者に対して
特定の事業者によるサービスを利用さ
せることの対償として、金品その他の財
産上の利益を供与してはならない。

(事故発生時の対応)

第36条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する介護予防訪問介護相当サービスの提供により
事故が発生した場合は、市、当該利用者
の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な
措置を講じなければならない。

2及び3 (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(揭示)

第30条 (略)

2 (略)

3 地域包括支援センター

事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(地域包括支援センターに対する利益
供与の禁止)

第33条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、地域包括支援センター
又はその従業者に対し、利用者に対して
特定の事業者によるサービスを利用さ
せることの対償として、金品その他の財
産上の利益を供与してはならない。

(事故発生時の対応)

第36条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する介護予防訪問介護相当サービスの提供により
事故が発生した場合は、市、当該利用者
の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な
措置を講じなければならない。

2及び3 (略)

(虐待の防止)

第36条の2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1)から(3)まで (略)

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(記録の整備)

第38条 (略)

2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する介護予防訪問介護相当サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 第19条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 第40条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(3) 第23条の規定による市への通知に係る記録

(4) 第34条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(5) 第36条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) 第40条第2号の規定による介護

(虐待の防止)

第36条の2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1)から(3)まで (略)

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと

(記録の整備)

第38条 (略)

2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する介護予防訪問介護相当サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 第23条に規定する市への通知に係る記録

(3) 第34条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(4) 第36条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(5) 第40条第2号に規定する介護予

予防訪問介護相当サービス計画

(介護予防訪問介護相当サービスの具体的取扱方針)

第40条 訪問介護員等の行う介護予防訪問介護相当サービスの方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)から(7)まで (略)

(8) 指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(10) (略)

(11) サービス提供責任者は、介護予防訪問介護相当サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該介護予防訪問介護相当サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防ケアプランを作成した介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該介護予防訪問介

防訪問介護相当サービス計画

(介護予防訪問介護相当サービスの具体的取扱方針)

第40条 訪問介護員等の行う介護予防訪問介護相当サービスの方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)から(7)まで (略)

(8) (略)

(9) サービス提供責任者は、介護予防訪問介護相当サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該介護予防訪問介護相当サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防ケアプランを作成した地域包括支援センターに報告するとともに、当該介護予防訪問介

護相当サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防訪問介護相当サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

(12) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防ケアプランを作成した介護予防支援事業者等に報告しなければならない。

(13) （略）

(14) （略）

（管理者）

第44条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、指定介護予防通所介護相当サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防通所介護相当サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（事故発生時の対応）

第52条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者に対する介護予防通所介護相当サービスの提供により

相当サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防訪問介護相当サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

(10) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防ケアプランを作成した地域包括支援センターに報告しなければならない。

(11) （略）

(12) （略）

（管理者）

第44条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、指定介護予防通所介護相当サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防通所介護相当サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（事故発生時の対応）

第52条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者に対する介護予防通所介護相当サービスの提供により

事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 及び 3 (略)

(記録の整備)

第 5 3 条 (略)

2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者に対する介護予防通所介護相当サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存しなければならない。

- (1) 前条第 2 項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (2) 次条において準用する第 1 9 条第 2 項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第 5 6 条第 9 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 次条において準用する第 2 3 条の規定による市への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第 3 4 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 第 5 6 条第 2 号の規定による介護予防通所介護相当サービス計画

(介護予防通所介護相当サービスの具

事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 及び 3 (略)

(記録の整備)

第 5 3 条 (略)

2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者に対する介護予防通所介護相当サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存しなければならない。

- (1) 前条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (2) 次条において準用する第 1 9 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 次条において準用する第 2 3 条に規定する市への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第 3 4 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第 5 6 条第 2 号に規定する介護予防通所介護相当サービス計画

(介護予防通所介護相当サービスの具

体的取扱方針)

第56条 介護予防通所介護相当サービスの方針は、第42条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)から(7)まで (略)

(8) 指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(10) (略)

(11) 指定介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、介護予防通所介護相当サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該介護予防通所介護相当サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防ケアプランを作成した介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該介護予防通所介護相当サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防通所介

体的取扱方針)

第56条 介護予防通所介護相当サービスの方針は、第42条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)から(7)まで (略)

(8) (略)

(9) 指定介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、介護予防通所介護相当サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該介護予防通所介護相当サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防ケアプランを作成した地域包括支援センターに報告するとともに、当該介護予防通所介護相当サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少

(8) (略)

なくとも1回は、当該介護予防通所介

護相当サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

(12) 指定介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防ケアプランを作成した介護予防支援事業者等に報告しなければならない。

(13) （略）

(14) （略）

護相当サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

(10) 指定介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防ケアプランを作成した地域包括支援センターに報告しなければならない。

(11) （略）

(12) （略）

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。ただし、第30条第3項（第54条において準用する場合を含む。）の改正は、令和7年4月1日から施行する。

（健康福祉部介護保険課）